

KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/OCT/08th

第一幕終了 そして第二幕へ

提言書成最終段階

「想いは細部に宿る」

前回の瓦版でお伝えしましたが、7月25日(金)に市民委員会主催のPー(パブリック・インボルブメント)として、「自治基本条例を考えるフォーラム」みんなで高松市の憲法を考えよう!」を開催しました。当日は70名余りの方のご参加を得て、貴重なご意見をいただくことができました。また、アンケートの中で、私たちが市民委員会及び高松市自治基本条例(仮称)体系骨子案に対するご提案を募らせていただきました。

それ以降、市民委員会では、フォーラムで集まった意見も踏まえて、市長に提出する「提言書」の作成に取り組んできました。いわゆる、詰めの段階です。

未来への

「道標(みちしるべ)」

詰めの段階というところで、提言書(案)内の言葉の一つ一つに市民委員会の「思い」をきちんと反映するべく、「てにをは」まで丁寧に検証してきました。そして、提言書を作り上げました。

この提言書では、19人の委員の意見をできるだけ反映するようになり、少数意見も議論の過程に含めるよう努めました。こうして出来上がった提言書は、私たちが市民委員会の委員の総意としてとりまとめたものです。

この提言書を11月4日(火)に市民委員会から市長に提出します。それ以後は、新しく設置される「高松市自治基本条例制定委員会(仮称)」で、条例素案が作成されます。

自治基本条例が皆様の前にお目見えされた時には、「みんなの想いをひとつにまとめるれているか」「自治の主体として市民の権利と責務が規定されているか」「市民・行政・議会の新たな関係が明記されているか」「生きた条例になるか」等のポイントを皆様にも検証していただきたいです。我々市民委員会メンバーも、注意深く見守っていききたいと思っております。

提言書に記載した内容は抽象的表現が多く、結局何も変わらないのではないかと言われるかも知れませんが、それは、実体制度との相違点が分かりにくいからです。とは言っても、制度が足りないと感じることもありません。また、他市では自治基本条例を作っても制度が追いついてないという状況もあります。このことから、条例を補完する制度を進め、実効化させることが重要となります。


自治基本条例は、市民の皆さんに市政参加を強制するのではなく、市民の皆さんが、市政参加に向けて歩むこととする時、その先を指し示す道標(みちしるべ)なのです。ここへ行くのかといった「まぢり」は「いつかは、総合計画が示している。その目標へどうやって近づくのかを自治基本条例は明示するに過ぎません。しかし、明示されたものもなく目的へ突き進んでいた今までに比べれば、市民の前に進むべき道が開けるようになると思います。

これが完成形ではありません。「もっといい道筋がある」という市民がどんどん増えてくれば、必要に応じてこの条例を見直し(バージョンアップ)していくことが大切です。(これから目も刮目)かつもし続けましょう!

高松市自治基本条例(仮称)に関する提言の特徴

- 1 市民・行政・議会の関係整理
- 2 情報共有と参加・協働の原則の明示
- 3 過程明示の原則を独自に創設
- 4 開かれた議会(議員)まで言及
- 5 検討過程でのフラットな議論方法

委員から一言

 **大事なこと**

今までの瓦版で、色々大事なことを述べてきたと思います。その中でも「みんなの条例であること」より大事なことはありません。未熟ながらも瓦版にて皆様に様々な想いをお伝えできていたならば、最後にこのことを伝えられれば、幸いです。

これまでのご愛読、ありがとうございます。

立野 新治

●委員会の今後の予定

市長への提言および概要説明
 11月4日(火) 18:30~ 市役所4階 会議室

市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会
 この瓦版に対するご意見は
 担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に
 件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135